

# 事業所の皆さん防犯責任者は設置していますか？

新潟県では、事業者、住民、地域、行政、警察等が一体となって安全・安心な地域社会の実現に向けて取り組むため、平成17年7月に新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例を制定し、同条例に基づく推進計画の中で、事業者の皆さまの施設や事業活動における防犯性を確保するための防犯責任者の設置をお願いしています。今年度は、事業所防犯責任者の役割や事業所において役に立つ防犯対策についての防犯講習会を開催します。

## 事業所防犯講習会

☆日時 平成30年2月6日(火)  
午後2時から午後4時30分

☆会場 自治会館 別館9階ゆきつばき

(所在地 新潟市中央区新光町4番地1)

☆募集人数 100名(定員になり次第 締切り)

### ○申込方法

別添の参加申込書にご記入のうえ、1月26日(金)までにFAX(025-283-5879)でお申し込みください。

### ○講習内容

第1 事業所における防犯責任者の役割

第2 特殊詐欺被害防止対策

第3 事業所におけるサイバーセキュリティ対策

第4 企業秘密情報漏えい対策

(講師：新潟県警察、県民生活課の担当者)

主催：新潟県・新潟県警察

新潟県県民生活課 安全・安心なまちづくり班（担当：原） 行  
（FAX 025-283-5879）

## 事業所防犯講習会（2/6）参加申込書

申込年月日：平成 年 月 日

事業所名：

---

所在地：

---

担当業務・役職等：

---

参加者氏名：

---

連絡先：TEL

FAX

---

◎ 1月26日（金）までに送信してください。